２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の８第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

５　市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の２の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

６　［略］

７　［略］

第二十一号の二の二様式（第十条の二の九・地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第六十四号）による改正前の地方税法施行規則第十条の二の十関係）

［様式　別紙百四　挿入］

第22号の２の２様式記載要領

１　この申請書は、法第321条の11の２第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第321条の11の２第１項若しくは第321条の11の３第１項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　略］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

４　市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表１の２の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

５　［同左］

６　［同左］

第二十一号の二の二様式（第十条の二の九・第十条の二の十関係）

［様式　別紙百二　挿入］

第22号の２の２様式記載要領

１　この申請書は法第321条の11の２第１項又は第321条の11の３第１項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。

［２・３　同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、この省令による改正後の地方税法施行規則（次項及び次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する部分は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日以後に終了する連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。次項において「四年旧法人税法」という。）第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第三項において同じ。）分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

２　新規則第三条第一項、第十条第一項及び第十条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度（四年旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

３　施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税並びに施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、この省令による改正前の地方税法施行規則第三条第一項、第十条第一項及び第十条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。

（法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置）

第三条　新規則の規定中法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。